東海市告示第９８号

平成２９年東海市告示第１７号（東海市手数料条例別表第４の㉝の項に規定する市長が定める機関を定める件）を次のように改正し、令和７年４月１日から施行する。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

前文中「別表第４の㉝の項」を「別表第４の㊴の項」に改める。

表の申請の区分の欄中「第５号(2)」を「第６号(2)」に改め、同表市が定める機関の欄中「市」を「市長」に改め、同表備考第２号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、「第１５条第１項」を「第１４条第１項」に改める。